

令和3年度小樽市食品衛生監視指導計画の実施結果（上半期）

市民の食の安全を確保するため、本市食品衛生監視指導計画に基づいて、関係施設への立入検査、食品の収去検査等を行っています。令和3年度上半期における実施結果は、次のとおりです。

1. 実施機関 小樽市保健所

2. 実施期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日

3. 実施結果

1) 施設への立入検査

上記期間中、飲食店、食品製造施設、食肉及び魚介類販売施設等、延べ1,280施設への監視を実施しました。

この結果、2施設に対し、食品の衛生的な取扱いについて、文書により改善指導しました。

<表1> 監視実施数（年間監視予定計画数4,000回）

施設の種類	施設数※	上半期中の監視実施数	改善指導件数
食品衛生法関係	2,799	1,203	2
北海道条例関係	484	20	
集団給食施設等その他	209	57	
計	3,492	1,280	2

※ 令和3年3月31日現在

2) 食品の収去検査（令和3年度夏期一斉取締り結果）

食品製造販売施設から84点の食品を検体として収去し、細菌検査及び食品添加物等の理化学検査を行い、食品衛生法に基づく規格基準等に適合しているか確認しました。

検査の結果、食品衛生法違反が1件、小樽市自主管理規範に適合していないものが3件あり、改善指導しました。

<表2> 食品の収去検査実施数

食品の種類	取締り期間中の収去検体数	改善指導件数
魚介類・魚介類加工品	31	1
食肉・食肉製品	6	
乳・乳製品	5	
アイスクリーム類・氷菓	13	
弁当・そうざい	14	
生鮮野菜・果物	2	
その他の食品等	13	3
計	84	4